

## 水に関する行政機構の調整改革に就て

正 會 員 橘 内 德 治\*

國土計畫とは適正なる人口及び産業の部分計畫を策定し國運の興盛と高度國防國家の確立を目標として樹立せらるべき國家百年の國運を基礎する計畫たることは多言を要しない。而して人口を増殖せしめ産業を開發せしむるには水利の開發なくては些も其の目的の完遂を期すことは出來ないのであるから水利の開発と水の適正配分とは國の基調をなす重大要素たることも亦更に贅言を要しないことである。斯く云ふ國土計畫の一環たる水利の開發と水の適正配分計畫は治水利水一如の精神の下に河川の害を輕減し其の利を收め最も合理的に有機的に樹立する綜合河川計畫の顯現に俟たねばならぬ即ち河川に関する國家的一定指導精神の下に綜合計畫を樹立し河水の包戻せる資源を最も有効に開發し單獨的に成立し得ざるものと雖も綜合的且經濟的に成就せしめ以て國防の完備、農産の發達、國民生活の安定向上を計り國民思想を統一し紛争を除き相和を去りて國運の進展に寄與するか如き雄渾なる計畫の確立が必要となるのである。河川は水源より始めて河口に到る迄連續したる一脈の水として有機的な限り水源の僅の作爲も直接下流に影響を及ぼすものなるが故に河川全體の興利除患を一つの國家目標として一元的に計畫し集約的に實施すべきである。

然るに從來或は治水に或は利水に又利水と雖も或は發電に灌漑水に區々として河川計畫の本然性に遠く其の間脉絡を缺き自己の狹小なる視野の内に獨善たる自己満足的計畫を立て此の小範的計畫に基き行政も事業も執行せられつゝある憾あり、されば大乘的に國家全體計畫上より之れを洞察すれば他を排察して徒に鴻利的に馳り爲めに産業の發展を抑制し天然資源の開發阻止し國家進運の上に遺憾の事例を醸成せし記録無きにしもあらざる實状

である。

例へば輒近農產物の増産とか開拓地造成とかの興農立國的國策に副ひ水害防除の目的を以て河川に沿ひ無計畫に無秩序に防水堤を築造して他に影響あるを顧みず或は灌溉用水を河川より無許可引用して河川の渦水量の遞減するを顧慮せず國家的要請に基く重工業生産擴充に須要なる工業用水の確保に不安を與へる等の事例は水田營造に係る監督官署と河川管理官署とが區々の計畫を立案し相關性なき行政を司掌するに外ならず。

又上流に大規模なる貯水池を設けて發電をなす場合には其の貯水のために洪水量を増減し出水時間を變化せしむるものであるが是等の利水工作物が國の直轄施行として營造せられ然も其の運営が水利本位に委せられ勝な現状に於ては確固たる河川計畫の立案はおろか充分なる河川監理が行はれない懼が多分に存するのである。

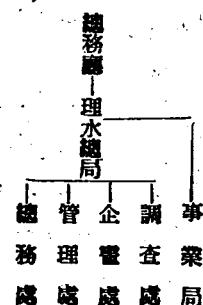
或は又水源事業たる森林、荒廢地復舊、砂防工事等は皆治水に至大の影響あるに不拘、現行政機構の不整備のため治水事業と水源事業とは一環性なき駁行的實施に移され其の事業の効果を相互に相殺するか如き結果を齎せんにあらずやと虞れを懷しむる實状である。

元來河川に係る計畫及び工作物施設に對しては農業部門に就ては興農部、水電部門に就ては經濟部に各々協調し調整する建前になつて居るがそれ事態が非常に煩瑣のみならず現機構下に於ては屢々の調整さへ困難となることがある今後文化の向上と諸産業の勃興に伴ひ益河川の使用が増加の傾向を辿らんとする時河川に騎する種々なる問題は愈將來深刻なる紛争を常に齎して國運の振張を阻害することあるや火を踏るより燎なる事實にして便宜主義的な現河川の行政處理に於ては治水利水の如一たる

有機的能動を塞阻するのみならず河川本來の性能を整備發揮せしむるか如きは到底望み得べきもあらずと思はれる。これに關しては既に先進國日本に於ても苦汁を嘗めし事實ありて永年國家施策の上に慶祝障を與へしは識者の熟知せらる所にして前轍の戒を悟り革むべきは直に改め定むべきものあらば直に定めて全體的國家體制の建立へと邁進すべきである。今や行政機構の改革が唱へられて事務の簡素化合理化を要望せらるゝ時高度河川計画に沿ひく執行せらるる河川行政の統一整備を鑒し全體的河川計画を實施し得るか如き機構の確立を期待して止まざず。

然らば如何なる理念のもとに機構を構想して現行政組織を改革整備すべきか、これには先づ治水たりと利水たるとを論せず水源山地より河川を通じて河川に關する一切の計画と行政と事業とを有機的に一元的に統制して實施し得べき機構となすを理想とする。然も此の機構は國土計画の核心とも稱すべき河川に關するすべての事項を司掌し其の消長は國家經済たる國防政治經濟上に重大なる影響を及ぼすものたるか故に國家の最高機關として河川に關し各部に指令指示をなし得るか如き獨立機關たるを最善となす蓋し總務廳の一外局として理水總局とも假稱せらるる機關を設け高邁至上なる理想の下に河川計画を立案し河川法を整備し且つは河川事業を超して大局的に立脚せる明朗なる河川のすべての事項を執掌するの官署機構たるを理想とする。

最も事業の實施は現機構の下に官制上定められたる範囲内に於て理水總局の指示に従ひ各部が分掌執行せしめてもよく又事業局なるものを新設して統轄して事業を施行せしめてよい。要は各部が有機的に一環した河川事業を統轄すること無く整然と行ひ得るやうな機構にすればよいのである斯く考へ来れば理水總局の機構は次の様な形に組成せらるものと考へられそ。この内總務處は所謂官房的事項と管理處と



企管處との連絡調整事項を主として司掌し管理處は河川の管理に關する事項を取扱ひ保全に關する事項を行ふ部門と利用の統制に關する事項を行ふ部門とより構成せらる。河川の維持修繕に關する事項河川利用の許否、制限、取消などに關する事項は總て管理處の行ふ所となる。企管處には河川の計画に關する事項を主として掌らしめ河川の治水計画と利用計画とを統合する一つの綜合的河川計画等を立案せしむ調査處は水源より河口に至る河川の調査を細大洩さず行ひて企管處が最善の綜合河川計画等を立案する資料の提呈をなすの事項を取扱ふものとする。從つて企管處と調査處とは常に密接なる連絡調整の下に其の歩を一にして各擔當事項を圓滑に處理することとなる。

叙上の如き理水總局の創設によりて收むる効果は

- (一) 一つの官廳で計画したものが他の官廳の協力無きため實行不能になるやうなこと無きこと
- (二) 一つの官廳が許可しても他の官廳の許可なきため實行不能に陥るやうなことなきこと
- (三) 完全な計画が立案することが出來て河川の合理的利用の途が講ぜられ天與の資源を餘すことなく利用することが出來ること
- (四) 計画の實行が容易となり事業の進歩を圓滑ならしむること

(五) 國家意思は常に統一して設せらる二重監督の弊は一掃せらるゝこと

- (六) 他の権益との間に生ずる紛争を調停解決の困難より事業の進展を阻止するやうなことの少なくなること
- (七) 従來の慣行的河川事業より重點的事業に轉換し得ること等を擧ぐることが出来るのである

今や官廳事務の簡素化が叫ばれ然も官界新體制確立の急務なるを要望せられるの時河川行政事務に關する從來の如き舊體制的な封建思想を一掃し特に關係各官署相互が官僚主義に立場りて排他的なる行爲を是正し全體的な河川の高度計画が實施せられ圓滿なる行政が執行せられて河川本來の使命が極めて國家經済の上に寄與し得るか如き機構の確立を明日に期題して止まぬものである。  
（終）